冤罪・東住吉事件を振り返る(2)

- 乘井弥生弁護士に聞く-

里 見 繁

1. 始めに

「冤罪・東住吉事件を振り返る(1)一青木惠子さんに聞く一」では、雪 冤を果たした青木惠子さんのインタビューを中心に据えて、事件の概要と 共に冤罪に巻き込まれた人の塗炭の苦しみや、その非条理に屈せず闘い抜いた20年の裁判闘争を振り返った。

ここでは、この冤罪事件の主任弁護人である乘井弥生弁護士のインタビューを中心に据えて、弁護人の視点からこの事件を見つめなおしてみたい。 また冤罪弁護人の活動とはどのようなものか、この事件の弁護活動の特殊性も絡めながら考えてみたい。

この冤罪事件には、青木惠子さんの裁判に関わる弁護団と、元内縁の夫である朴龍晧さんの裁判に関わる弁護団の二つの弁護団が組まれていた。 実際には事件は一つであり、弁護団の活動も多くは共通のものであったが、 乗井弁護士は朴弁護団の主任弁護人であった。

インタビューは2016年10月27日、乘井弁護士の事務所で行われた。里 見と関西大学社会学部の学生3名によって撮影、録音された。

2. 燃焼実験

「2011年の小山町新実験が一番の山場だったと思います」 「長かったこの裁判の山場は?」という質問に、間を置かずに答えが返っ てきた。

いわゆる燃焼再現実験である。この冤罪裁判の行方を決定づけた重要な実験が2011年5月、弁護団によって行われた。富士山麓の静岡県小山町内の空き地で実施されたところからこの名称で呼ばれている¹⁾。「朴さんの自白通りの方法で放火することが可能なのか」ということを確かめるのが実験の目的である。

この実験について乗井弁護士は「無知の暴露」に絡めて説明する。「無知の暴露」とは、自白に関する心理学に詳しい研究者の言葉で、「秘密の暴露」の逆もまた真実だという意味である。真犯人の自白には、本人だけが知っている、本人以外の者には語ることのできない「秘密の暴露」が必ず含まれている、と言われている。一方、無実の人の虚偽の自白には、無知ゆえの矛盾、つまり実際に経験していないのだから、その中には現場の状況や事実に合致しない事柄が含まれているはずだ、というのである。

「この東住吉事件での有罪の確定判決の証拠構造は、朴さんの大量の詳しい自白だけなんですよ。ほとんどそれしかないんです。で、確定審の時は朴さんの自白に任意性があるかとか、信用性があるかとか。主に任意性があるか、ということで朴さんの被告人質問とか、取り調べをした捜査官とか、立ち合い捜査官とか、検察官とか、逮捕当日に接見に行った弁護人とか、その人たちの尋問に長期間(裁判の時間が)使われたんです。でも結果として任意性もあるし信用性もあるってことで有罪になり、控訴審でもそれが維持され上告審でもそれが維持されたということで、本当に(弁護人としては)朴さんの自白に泣かされた、もう駄目だと泣かされた事件だったんですよね。で、控訴審の時に『自白の心理学』という(本を書いた)浜田寿美男先生②という自白の心理を専門にされている方が、虚偽の自白というのは秘密の暴露がないだけではなくて、逆に無知の暴露、要するに知らない、知識がないというか、無知の暴露があるっていうことを言っておられて、それがずっと心に残っていたんです。で、本当にやっていない、体験

していないことを捜査官との合作で作ってしまった自白であるがゆえ に、逆にここに突破口があるんじゃないかと」

「7.3リットル(のガソリン)って、結構な量なんですよ。ポリタンクにごそっと重たいしね。それを6畳ほどの狭いところで撒いて、それを自分の手で、ライターで火を点けるなんてことをしたら、自分がやけどしないってこともないし、物凄く怖いことだし、本当にそれが出来るのかとか、あるいは撒いてる途中で種火に引火しちゃうんじゃないかってことは、その無知の暴露が、実際にやってみたら証明出来るんではないかという風に思っていて、それを実現したのが、この小山町新実験なんですね。だから、自白に泣かされたけれど、虚偽自白を逆手にとって、流れを変えるという法律的意味っていうのが、この実験にはあったと思います」

「言うは易く行うは難し」である。当時と同じ部屋(車庫)を再現し、出火に至るまでガソリンを撒き続ける。そんな場所が確保できるのか。消防の立ち合いが必要になるだろう。さらに証拠とするためには専門の科学者の立ち合いと監修が必要だ。第一、そんな費用がどこにある。課題は山積していたが、弁護団はそれらを一つ一つ乗り越えて実験に漕ぎ着けた。

事件現場を再現しての燃焼実験は、2011年5月、静岡県小山町の園芸会社の跡地を借りて行われた。青木惠子さんの自宅の車庫部分(とそれに隣接したした風呂の焚き口付近)が可能な限り当時のままに再現された。部屋の広さや床の傾斜、排水口だけでなく、風呂釜も当時と同等のものが設置された。弘前大学大学院・理工学研究科の伊藤昭彦教授が実験を実施、監修し、准教授、大学院生が補助に当たった。ガソリンの液温は25度に調整され、軽ワゴン車(ホンダアクティー)が当時のままの位置に置かれ、風呂釜の種火が点いている状態にセットされて、実験が開始された。

朴さんの自白通りに「7.3リットルのガソリンをゆっくり撒く」というのは、実は非常に危険だ。そこで実験では、人がガソリンを撒くのではな

く、ポリタンクの傾きを自由に調節できるガソリン撒布機を作り、これにガソリンの入ったポリタンクを設置して、朴さんがガソリンを撒いた(と自白で語った)位置に置いた。そして部屋の外から遠隔操作でこのポリタンクをゆっくり傾けながらガソリンを撒いていった。

実験は2種類、始めは36秒間で7.3リットルを撒き切るようにセットした。しかし、実験開始から20.8秒で風呂釜の種火に引火した。この時点では、床に撒かれたガソリンはまだ種火まで達していなかった。室内に充満したガソリン蒸気が先に種火まで達し、引火したのである。引火後、わずか1.6秒で火炎はポリタンクに達し、さらに引火後2秒で車庫全体に火炎が行きわたり、室内は「火の海」となった。

2回目の実験は60秒でガソリンを撒き切る予定であったが、ほぼ同じ結果となった。撒布開始から20.1秒で種火に引火、引火の4秒後には室内は「火の海」となった。

まさに、弁護団の予測通りの実験結果を得ることができた。もし、本当にそんなことをしたら、つまり自白通りのことを朴さんがしていたら、自らが大やけどを負うか焼死することになる。これは明らかに事実と矛盾している。文字通り、この自白は「無知の暴露」となるはずだ。

費用と時間を掛けてやっと漕ぎ着けた実験で予想通りの結果を得ることができた。乗井弁護士は喜びより先にそのことにまず安堵したという。

「正直に言うとね、あんまり感動してないのね。私自身はもうホッとしたって感じ。確定審の時から、ずっと実験をやりたかったんですよ。確定審は青木さんも朴さんも、地裁、高裁、最高裁と三戦三敗、三戦三敗で、(二人の裁判結果を合算すると) 六戦六敗じゃないですか。そんな中でもやりたかったんだけれども、場所が探せない、監修をやってくれる専門家がいない、お金もない、いろいろなハードルが高くて出来なかったんですね。で、再審請求審で裁判官がこの実験……自白に基づいて(ガソリンを)撒いてみたら途中で種火に引火してしまって、実

際には実行行為は不可能だという、そういう検証をする実験をやりた いということを言った時に、裁判官が関心を示してくれたんです。や っぱり良い裁判官の時にちゃんと決めないといけないっていうのは確 定審のときから凄く思っていたので、ここでちゃんと成功させなきゃ いけないと。でも実際、(種火に) 点くかどうか分からないでしょ。検 察官の側も見ている場所だし、裁判所にも、いつどこでやるのか事前に 伝えている実験だから、失敗をすると逆にマイナスになるわけでしょ | 「朴さんのお母さんも来ておられたし、青木さんの息子さんも立ち会っ ておられたし、いろいろな人が、それこそ20人以上が見ている中で弘 前大学の大学院生が『イチ、ニ、サン、シ』とカウントしてくれるわ けですよ。その中で、あぁいつ点くんだ、いつ点くんだという時に、 20秒くらいで点いた時に、皆が『あぁ、点いた』『点いた、点いた、点 いた』『良かった』と言ったのは覚えています。でも、私自身は『は あ、ホッとした』って感じ。検察事務官がずっとビデオをね、撮って いるわけですよね。だからそれはもう逐一裁判所にも検察官にも伝わ るわけだから……。私自身はただホッとしたって感じです」

3. 再審開始とその後の停滞

この実験結果が再審開始を引き寄せた。弁護団にとっての逆転ホームランと言っても過言ではない。しかし、少し横道に逸れるが、乘井弁護士は「良い裁判官の時にちゃんと決めないと……」と言っている。その意味を訊ねた。

「良い裁判官、悪い裁判官って、まぁそんなに極端に黒白をつけられる 簡単なものかどうかというのはあるんですけど、ザクッとした言い方 をした時に、今の日本の刑事裁判って自白偏重なんですよ。自白とい うのは基本的に密室、要するに誰も検証できないし、誰も(取調室の 中で)何があったか分からない。ただ対面させられている被疑者と、取 り調べで自白をとろうと思っている捜査官によって密室で行われたも のが、そのあと絶大な力を発揮する。で、それが起訴の根拠になり、裁判官が有罪の事実認定をする力になるんですよね。その怖さを知っている裁判官と、それをあまり疑問に感じない裁判官。その人間の怖さって言うのかな……」

「全然話は違うんですけど、家の中でも、一番強いお父さんに(悪いことをしたとは思っていなくても)ごめんなさいって言うとかね。殴られそうになったら、私が悪かったと言って謝っちゃうっていうのは、自分の色々な行動とか色々な人生とかを誰かに委ねている時の弱い人間というのは、その人に迎合するとか、自分の身を守るためにある程度の嘘をつかざるを得ない、(そういう)状況を弁護士はよく見ているんだけど、まさに取り調べ中の捜査官、国家権力である捜査官と被疑者はそういう関係にある

「そうやって(作られた)自白は、怖いものだということを分かっている人と分かっていない人(がいる)。だから、分かっている人は、動かしがたい客観的事実からまず事実を詰めていって、そこに自白を当てはめるということをするんだけれども、そうでない人というのは、まず自白でストーリーを作って(それだけで)何とか説明する。裁判官も二通り(の人がいる)。だから、どの裁判官にあたるかは運です。運なんですよ。で、弁護士としてはその運なんてものをじっと待っていたら良いというわけじゃないから。ある一定の確率で良い裁判官が来るわけですよ。で、その時に、良い時にちゃんと決めなきゃいけない。ダメな時にはいくらやってもダメなんです。そこは怖いと言えば怖いですよね。良い人に当たるか当たらないかによって、人の人生が変わってしまう。多分、構造自体を変えないと……ただひたすら良い裁判官にあたってくださいというふうに思っているなんて。やっぱり、構造自体を変えないと

ここでは、現在の刑事司法の抱える大きな問題点がふたつ同時に語られ

ている。問題点の第一は取調室の可視化。そして、第二は裁判官の自白偏重、検察追従をどう克服するか。どちらも冤罪を生む最も大きな要因である。可視化については少しずつだが動いている。しかし、裁判官の問題については手つかずの状態である。そこで現状では「よい裁判官に当たること」が唯一の回避策となっている。それが本当の解決に繋がらないことは誰もが分かっている。だが、この論点に深入りすると話は際限なく広がっていくので、ここで、いったん話を元に戻す。

2012年3月、大阪地裁は再審開始を決定した。燃焼実験が裁判所を動かしたことは間違いない。検察が即時抗告して裁判は大阪高裁に移ったが、燃焼実験の結果ははっきりと「自白は信用できない」ことを証明していた。つまり、自白以外に証拠のないこの事件では、この実験結果は「無罪判決」まで一直線に続いているように見えた。検察の抗告は簡単に退けられると思われた。しかし、裁判はここでぴたりと止まってしまう。この不可解な停滞の理由は何なのか。

「地裁の再審開始決定というのは、まさに自白の信用性が崩れて、(自白の内容が)不自然不合理である以上、やはり(有罪判決に)合理的な疑いが生じてきたということで再審開始決定が出たんですよ。抗告審で小山町新実験を弾劾するために、検察官が、これは愛知県小牧市のある民間の施設内で、小山町新実験と同様の実験と多少実験の条件を変えたものを3回やって、それでもやっぱり、結局(ガソリンを)撒いている途中で火が点いちゃって、要するに弁護人の小山町新実験を弾劾するどころか、逆に裏付ける形で出たんです|

「その時に弁護人としてはもう十分でしょ、弁護人がやっても検察官が やっても一緒、自白が不可能だということになったなら、自白しか有 罪の証拠がないのにこれ以上の審理は不要でしょう? だからもう結論 を出してくださいと言ったにも関わらず、(裁判長が検察官に対して) いやいや、自然発火、いわゆる火災原因論についての検証を検察はし

ないのですかと水を向けたんですね。あの、水を向けたのはどういう 意味があるのかということは弁護団の中でも議論をしました。善意に 解釈すれば、確定審で六戦六敗、最高裁が二回とも有罪だというお墨 付きを与えてしまっている事件をひっくり返そうと思うんだから、と ことんまでやらないといけないということで言ったのか。(もう一方で は、このままいくと) やっぱり無罪だと、しかし、抗告棄却を出すた めにまだ迷いがある、ということで(火災原因論の話を)出したのか ということで凄く議論が分かれました。悲しいかな、裁判官って後で 聞きに行っても教えてくれないのね。本当は聞きたいんですよ。聞き たいんですけど、教えてくれないから、それはどういうことでああい う訴訟指揮をしたのかというのは未だに分からない部分があります。 でも、弁護人としては、理屈の上では、そこまで(つまり)真犯人を 捕まえてくるところまでは被告人、弁護人の仕事ではないと。本件で 言えば、真の火災原因、具体的な危険性があって、今回の火災はこう なって、こういう状況で起こったのですよという説明義務は私たちに はないと。でも青木さんと朴さんを刑務所から出すには、(それが)必 要だということを今、目の前の裁判官が言っている以上、これはとこ とんまで付き合うしかないでしょうというふうに腹をくくって……」

「自白の信用性」を崩すことによって、最も重要な証拠が消え、「有罪判決に合理的な疑いが生じた」時点で、裁判は終わるはずだ。それで再審開始となり、再審で無罪判決となる。真犯人は誰か、(この事件でいえば)本当の火災原因は何だったのか、というところまで立証する責任は弁護人にはない。乗井弁護士の言う通りだ。しかし、実際には大阪高裁の米山正明裁判長は審理を引き延ばし、すでに出ている再審開始決定を宙に浮かせたまま、ぐずぐずと先延ばしにした。

その真の理由は未だに不明だと、乘井弁護士は言う。筆者はここで、法 律家ではない一取材者としての私見を述べたい。抗告審の裁判官が考えて いたことと関係があるのではないかと考えるからだ。

これまで多くの冤罪を取材してきた。10件は超える。それにも拘らず、 地元の関西で発生した東住吉事件を取材しなかった。それには理由がある。 一言に詰めて言えば「冤罪」だという確信が持てなかったからである。そ れは裁判所が下した判断とは全く関係がない。これまで取材してきた冤罪 の多くはすでに最高裁で有罪が確定している事件がほとんどであった。裁 判官が間違えるのは日常茶飯事だという確信さえ持っている。では、この 事件で、なかなか「冤罪」の確信が持てなかったのはなぜか。事件の記録 を一読した時に以下のように考えた。放火ではない、とすれば自然発火だ。 しかし、そうだろうか。自宅の中に車庫がある、という構造の家は大阪の 下町や京都の古い町家にも多くあり、特別な構造ではない。もし、自然発 火なら他にも同じような火災が発生しているはずだ。だが、そんなニュー スは(少なくとも筆者は)あまり聞いたことがない。放火と自然発火を天 秤にかけた時、放火の確率の方が断然高いのではないか、というのが第一 の疑念だった。恐らく、捜査官も同じように考えたのではないだろうか(こ れは余談だが、冤罪の取材を多くしてきたが、自分には冤罪を見抜く目が ある、とは全く思っていない。むしろ、マスコミの一員として冤罪に加担 してきた側にいる)。

燃焼実験の結果を見た後に、ある雑誌向けに初めてこの事件の原稿を書いた。この時にはかなりきちんと書面にも目を通し、冤罪を確信もした。しかし、第一の疑念は、実は消えていない。「自白がでたらめだ」ということは実証された。だから法律的には「再審開始」以外の道はない。どうせ捜査官の作文であるから、その捜査官のミスが明るみに出ただけだ、というのがその時点での正直な感想である。しかし、火災の原因は何かという点は、この実験では解明されていない。ガソリン蒸気がガソリンよりも早く種火に達する、というのは「目から鱗」だった。自分の無知を恥じるしかない。しかし、ガソリン蒸気にしろ、ガソリンにしろ、現場にはガソリンそのものが存在した、という事実が厳然としてある。ガソリンはなぜ、

そこにあったのか。それは朴さんではないと信じても(いや、信じればこ そ)、事件は未解決のままだ。外からの侵入者などの不審人物は確認されて いないのだから。

このような状態が続き、この事件についてはどこかで深入りを避けるような気分になっていた。だから、米山正明裁判長が「火災原因論についての検証はしないのですか」と検察官に水を向けたこの一言は、筆者の素朴な疑問を言葉にしたものでもあった。

繰り返すが、裁判は「燃焼実験」によって自白の信用性が崩れた時点で、 実は決着している。検察は敗北し、弁護団が勝ったのだ。しかし、その火 災の真相は未だ分からない。弁護人が言うようにそれは「弁護人の仕事で はない」。だが、裁判官の心証はどうだったのか。火災原因を究明しないま ま、検察官の抗告を退けて「再審開始」を支持することに躊躇を感じたの ではないか(たとえそれが裁判官の訴訟指揮の範囲を超えていたとしても)。 抗告審の長すぎる遅延について、筆者はそんなふうに想像している。

そしてこの結果、弁護団は裁判長の発言に答える形で新たな証拠を提出するのである。それが「軽ワゴン車からのガソリン漏れの実験」であった。ガソリンが何故そこにあったのか、その理由がこの実験によって解明されたのである。

4. 軽ワゴン車からのガソリン漏れ実験

弁護団が、本来は提出する必要のない証拠、と位置づけるこの実験結果が、裁判を前進させることになったのである。筆者の疑念をも打ち砕いてくれたこの実験について、乗井弁護士は次のように語る。

質問「実験では、事件と同じ型の軽ワゴン車を使ったということですが、 そんな旧型の車を見つけるのは大変だったのではないでしょうか」

乘井弁護士「確定審の時点では、他のメーカーの車から(ガソリンが)漏れるという情報はポソッポソッとあってね。それを、その所有者にお話

を伺いに行ったりとか、写真を撮ったりとか、漏れた原因を消防に問い 合わせたりしていたんですけど、(ホンダの車でなければ)本件との関係 性がないということで検察官が同意せず、裁判所もそれ(=検察の主張) を聞き入れて結局、証拠にならなかったんですよ。だから、同じメーカ ーの同じ型の車の、特に給油口から漏れるという情報は本当に知りたか ったんですよ。でも実際はね、これも運なんですよ。探して、出てきた んじゃないんですよ、向こうから来たんです。再審開始決定が2012年の 3月7日に出て、流れが大きく変わった。大阪地裁が再審開始決定を出 して、六戦六敗が七戦一勝になったわけでしょ。で、そこで大きく流れ が変わるわけなんだけど、この事件が全国の人の関心を呼ぶ事件になっ て報道されたんですよ。それこそNHKとか色々な民間の各局も。で、そ れを見た千葉のある方が、『あ、同じ車だ』と。『僕のところにも同じ車 があるけど、漏れますよしと。『満タンに給油して、しばらくするとポト ポトポトポトと何百ccか漏れますよ』という情報を向こうから弁護人に 連絡してくださったんですよ。再審開始決定が出た翌日か翌々日くらい に。それで、二人の弁護人がその二日後くらいに千葉の方に飛んで行っ て、話を聞いて、証拠化するためにビデオで撮り、みたいな形で始まっ たのがガソリン漏れの証拠化です |

しかし、この証拠はすぐには裁判所には提出されず、弁護団の手元にあった。

「むやみやたらに土俵を広げて時間が掛かってしまうと、(刑務所の) 中にいる人は本当に一日も早く出たいわけだから、無駄に土俵を拡げ るのはやめておこうということで出さなかったんですけど、裁判官の 訴訟指揮があって、やっぱり自然発火説とか火災原因論についても、 裁判官が心証形成のためにほしいと言っている以上はとことんやりま しょうということで、その千葉の方の(証拠)も出し、他に色々探し て寄せられた情報提供の方のも出し、(最終的に)4台の車をメーカー の関連施設に集めて、メーカーの技術者と検察官の前で、『漏れる』と

いう検証をしたと、そういうことですし

「ガソリン漏れ実験」は2014年6月、大阪にあるホンダの関係施設で行われた。全国から4台のホンダ・アクティーが集められ、弁護団のほか、検察官、ホンダの技術者数名が立ち会った。ガソリンを満タンにしてから給油口の蓋を閉めて、その後10分間、エンジンをかけて暖機運転した後、エンジンを止めた。

この結果、A車は、暖機運転を始めて3分後からガソリンが漏れ始めた。初めはポタポタという程度だったが、その後、糸を引くように漏れた。計測は15分間で中止したが、この間に漏れ出たガソリンの総量は346ccであった。同様にB車、C車とも暖機運転中からガソリンが漏れ出し、15分間で漏れ出した量は、B車が253cc、C車が235ccだった。D車のみ10分間の暖機運転中には漏れ出さず、その後、車の左後方を4.5cm、ジャッキで持ち上げたところガソリンが漏れ始めた。5分間で漏れ出した量は約30cc、更に蓋を開けたところ66ccのガソリンが漏れ出した。

4台の車において、ガソリンが給油口から漏れ出る様子はそれぞれの間 近に据え付けられたムービーカメラによって克明に撮影された。

燃焼実験と共に、この「ガソリン漏れの実験」はテレビでも大きく取り上げられた。ガソリンが漏れ始める瞬間の映像は迫力があった。視聴者は、この冤罪事件を解決に導くためにあたかも探偵団のような活躍を見せた弁護団の、その象徴的な手柄としてこの映像を見たはずだ。しかし、弁護人の心境はそこからは遠かったようだ。

「なぜガソリンが漏れて、それがどうやって点いて、どうやって火災が起こったのか。基本はね、(そのようなことは)家で火事が起きて、家族を亡くした人が説明する義務があることではないんです。だって、世の中には原因の分からない火災もあるわけだし、実際に被災した人は火災の専門家でも、燃焼の専門家でも、ガソリンの専門家でもない

わけだから説明する義務なんかないんですよ。ところが、日本の刑事 裁判では自白を取られてしまって、それに重きを置かれて有罪判決に なったということから、事実上、被告人というか弁護人というかこち ら側に、なぜ火災が起きて、なぜその娘さんは死んでしまったのかと いうことを説明する義務が課せられてしまった|

「同じメーカーの車からそれも大量に、何百ミリリットルが漏れ出るということが証明出来たっていうのはまさに無罪を勝ち取るために凄い力になった。それは間違いない事実です。でもやっぱり強調しておきたいのは、本来はそこまで被告人、弁護人がやるべきではないし、それをやったから勝てたんだというふうに結論づけるのはおかしいと思います」無罪を勝ち取った裁判について語ってきたはずなのに、ここでは、乘井弁護士の口調が少し怒りを含んでいる。

「刑事裁判の理想形はね……」

と言ったところで、乗井弁護士はしばし沈黙した。この展開は理想の形ではない、ということか。

「目の前の事件をどう終わらすかっていう苦しさが弁護団の中でもあって。 凌く葛藤があった時期です」

有罪、無罪は裁判官の心証で決定される。その分水嶺が偏り過ぎていないか。公平ではない、と乘井弁護士は考えている。しかし、そこまで踏み込まなければ、請求人の身柄は刑務所の中に置かれたままだ。「ガソリン漏れの実験映像」は弁護団の議論の末に、苦渋の選択として裁判所に提出されたものだった。この弁護団の苦渋こそ、「疑わしきは被告人の利益に」という大原則を忘れ、「疑わしきは罰する」に固執する日本の裁判官の実態を如実に示す例ではないだろうか。

5. 再審無罪

2015年10月23日に検察の即時抗告が棄却され、同時に青木惠子さんと

朴龍晧さんの刑の執行停止が決定された。三日後に二人は釈放され、一方、 検察は最高裁への特別抗告を断念した。2016年4月28日に朴さん、5月2 日に青木さんの第一回再審公判が開かれ、即日結審した。

2016年8月10日、大阪地裁は二人に無罪を言い渡した。検察が控訴を断念して、判決が確定した。乘井弁護士は判決の内容について、「自白の信用性」だけでなく「自白の任意性」についても認めず、証拠排除したのは画期的な判断だったという。

「私はほぼ100点だったと思っています。無罪という結論を出すのに、逆にそれ(自白の任意性)を回避してもその結論を出そうと思えば出せるわけです。自白の信用性がないから、ほかに証拠がないので有罪の立証が出来てなくて、無罪だということにして書けたわけです。そうではなくて、そもそもこの自白そのものの取られた経緯にこれこれの問題がある、と言って自白の任意性にまで踏み込むというのは、結論を出すにあたって不可欠でもなかったわけですよね。ほかの言い回しで結論を出すことも出来たのに、そこまで言ったということは、私は踏み込んでくれたということで、凄く意義のある判決だと思っています」

質問「ホンダに対して、不誠実だという思いはありますか」

「あります。はっきり言ってあります。やっぱりね、専門家と素人の力の差を本当に如実に知らされた。天下のグローバル企業じゃないですか。彼らは多分、全部知っているんですよ。でも自分たちに不利なことは、そっちが知らないんだったら教えてあげないよ、みたいな感じがあって。そういう意味では、この刑事裁判の中での対応は凄く不誠実だと思った部分があります。高裁の裁判官も、それをある時期から分かり始めたと思うんです」

「私たち素人が一生懸命勉強して色々言ったところで、(ホンダ側は) 設計図面も見ていないのにどうしてそんなこと言うんですかという。 いや、では設計図面を見せてくれるんですかって言ったら見せないわ けでしょ。やっぱり不誠実であったと思いますよ。その不誠実さを裁 判所もそうだというふうに(認識し、それを)味方につけたところが良かったのかなと|

6. 冤罪はなぜ無くならないのか

「人間って間違いはするんですよ、必ず。神様じゃないから必ず間違いをするんです。で、捜査官も最初から悪意の人だとは思いません。娘さんはなぜ死んだんだろう、火災原因は分からない、じゃあ、この親たちが怪しいのじゃないか、といろいろな嫌疑が重なってきて……。悪意で何かをでっち上げたとは私は思っていないんですけど、でもどこかでやっぱりボタンの掛け違いがあったと、気付く場面はあったと思うんです」

「どの段階かで辻褄が合わないとわかった時が必ずあったと思うんで す。例えば、9月25日の起訴の前に大阪府警は、検察官の指示を受け て、消防の協力の下でちゃんとした模擬家屋を作って燃焼実験をやっ てるんですよ。今回の小山町新実験と同様にね。風呂釜とかは再現し てないけど、同様のガソリンを撒いて点火して、みたいなことをやっ ていて、やっぱり黒煙は物凄く一挙に燃え上がるし、本当に一瞬にし て天井まで届くような火炎になった。この段階で、それこそ曇りなき 眼で見たらね、(朴さんの自白が虚偽だと)分かるはずなんです。ところ が、(起訴を)止められなかったんです。私はやっぱり立ち合い検察官、 立件した検察官の責任は重いと思っている。そこで止められるのは、多 分、大阪府警ではなくて検察官なんですよ。だって検察官が起訴状を 作って起訴しないとこの事件は刑事公判には乗らないわけだから。起 訴する前にそういう燃焼実験でそういう結果が出ているにも関わらず、 ちょっと待てと、もうちょっと恒重な捜査をしてみようと思わなかっ たというところに、止める力というか、修正する力というか、それが 働かなかったのがやっぱり日本の刑事裁判の構造的な問題だとつくづ く思います。誰も止められなかった、裁判官も含めてね。それがやっぱ り冤罪がずっと起こっている原因かな、というのはつくづく思います|

7. 終わりに

裁判は終わった。事件発生から青木さん、朴さんの無罪判決まで21年が かかった。世界中を見渡しても例のないほどの人権侵害だが、日本のほか の冤罪事件に比べて特に長期間とも言えない、という実情にさらに驚かさ れる。戦後の新しい刑事訴訟法3)の下でも、日本ではずっと冤罪が生まれ 続け、その構造は旧刑事訴訟法の時代とまったく変わらない。警察は見込 み捜査で「怪しげな人物を警察に呼び」、「無理やり自白を取り」、検察は 「無罪を示す証拠を隠して」起訴に踏み切る。成績第一主義がその背景にあ る。そして裁判所は「検察を妄信して」、きちんと調べないまま「疑わしき は罰する |。ここにも、処理件数が出世に直結するという成績第一主義と、 「無罪判決」が司法の流れを停滞させるという、間違った思い込みによる事 なかれ主義がある。これらの悪しき構造、あるいは刑事司法に携わる者の 精神構造は、旧刑事訴訟法から続く弊害である。そして、それを断ち切る ための法律の改正だったはずだが、新刑事訴訟法の下でも、ごく初期の段 階から (例えば免田事件4)は改正の年に発生している) 冤罪は発生し続け、 「冤罪を防ぐ」という理念は結局、日本の刑事司法の仕組みの中では定着し なかった。

乗井弥生弁護士は、この弁護団の活動について「少年探偵団のような気分でした。真実が次々に解明されていくのを間近に見ることができた。苦しかったけれど、充実していた」と振り返った。この冤罪での弁護活動は、独自の燃焼実験をしたり、ガソリン漏れの軽ワゴン車を探し出したり、まさに走り回り、行動する探偵団であった。特に「軽ワゴン車のガソリン漏れの実験」は、出火原因を特定する上で決定的な役割を果たしたと言える。

しかし、乗井弁護士がすでに語ったように、「燃焼実験」ではなく、この 「ガソリン漏れの実験 | によって再審開始が決まるという裁判の実態が、逆 に日本の司法の問題点を明らかにしている、とも言える。単純化すれば、 いくさの勝敗は既に決していたのに、公平でない裁判官がぐずぐずして軍 配を上げなかったので、仕方なく、弁護団としては使いたくない大砲を使 ってまでも追い打ちを掛けざるを得なかった、ということになる。だが、 おそろしい仮定だが、もし、弁護団がこの大砲(「ガソリン漏れの実験」と いう重要な証拠)を持っていなかったら、裁判の行方はどうなっていただ ろう。そして、実際には、ほかの冤罪事件を眺めてみれば、どう見ても勝 敗が決しているにも関わらず、裁判官が軍配を上げない事件が、この国に はたくさんある。停滞している冤罪裁判のほとんどがそうだと言っても過 言ではない。その意味では、やはり、この大砲は勝利の要だったのであり、 青木さん、朴さんを「無罪」以上の「無実」に導いた原動力だったといえ るのではないか。そして、そこまで走り回り、足で証拠を獲得した弁護団 の闘い振りは、検察追従の裁判所を動かすための新しい戦略を示している のではないだろうか。

新しい戦略、という観点で一点だけ付け加えておきたい。2014年3月に
袴田巌さんの再審開始決定が出た。この事件も、再審開始決定後に検察が
即時抗告し、その後審理は停滞している。この事件とよく似た展開となっている。が、今言いたいのはそこではない。袴田事件50では、再審開始の
決め手は良く知られている通り「DNA鑑定」だった。袴田さんの犯行着衣
とされたシャツには、被害者の血痕と共に、その肩口に袴田さん自身の血
痕が付着している、と検察は主張していたが、DNA鑑定の結果、肩口の血
痕は袴田さんのものでも被害者のものでもなかった。またそのほかの血痕
も被害者のものとは違うということが分かった。だがこの再審開始決定に
ついては、実は、もう一件非常に重要な証拠があった。それは、支援者が
行った「衣類の味噌付け実験」だった。実験そのものは地味なものだ。こ
の事件では、犯行着衣は当初パジャマだとされていた。しかし、裁判でい

くつも矛盾が指摘されるに及んで、検察は裁判中(事件から1年2か月後)に、袴田さんが勤めていた味噌工場の味噌タンクの中に隠してあったとして、味噌にまみれたシャツやパンツなど5点の衣類を法廷に持ち出して、これこそが犯行着衣だと言い換えた。裁判所はこれを認めて死刑判決を言い渡した。再審請求の長い闘いの中で多くの時間が、この5点の衣類が「捜査機関のねつ造」であることを証明するために費やされた。DNA鑑定もその一つである。そして、「味噌漬け実験」では、もし、これらが本当に犯行着衣なら、1年以上味噌の中に漬かっていたはずだ、というところから実験をスタートさせた。たしかに5点の衣類は「味噌にまみれ、茶色に変色している」が、実際にシャツやパンツを長期間味噌に付けたらどういう色になるのか、支援者は愚直にそれを再現した。この実験の結果、衣類は20分程度味噌に漬け込むだけで、犯行着衣とされた5点の衣類とほぼ同じ「茶色」になり、1年2カ月間漬けた場合には、味噌に似た濃い茶色に変色し、証拠とされた5点の衣類の色合とは全く違った。

やや長くなったが、この実験結果は証拠として提出されたものの、弁護団に加わっている多くの弁護士は、決定文を読むまでこの実験がこれほど裁判官の心証形成に深く食い込むとは予想していなかった。決定文は「厳密な実験とはいえないが、色味の違いは誰が見ても明らか」として、5点の衣類がねつ造された可能性を認めた。うれしい誤算だった。つまり、「DNA鑑定」で大方決着はついている。その意味では東住吉事件の「燃焼再現実験」とよく似ている。しかし、一見付け足し程度に見えたこの「味噌漬け実験」が裁判官の心証を決定する上で、予想以上の比重を占めていた、そのことに弁護団は驚いた。

何が裁判官の心を動かすのか、ということは誰にも予想できないということをこの実験は教えてくれる。できることは何でも、出せるものは何でも証拠として出すべきだ、という当たり前の結論に帰着する。

ここまで書いてきて、筆者は、この事例は冤罪弁護の「新しい戦略」というようなものではなく、検察偏重の裁判官を動かすためには「定石など

ないのだ」ということを言いたかったのだと気付いた。そして、東住吉事件の「ガソリン漏れ実験」もまた、冤罪弁護に定石はない、ということを再確認させてくれたのではないかと考える。定石と言わず、常識と言い換えてもいい。乗井弁護士のいう「刑事弁護の常識」は検察官への異常な肩入れが常態となっている裁判官には通じないのではないのか。実際に即時抗告審では、裁判官は十分な証拠を目の前にしながら結論を出さずぐずぐずしていたのだから、そういわざるを得ない。そこを打ち破って行くためには、やはり、定石を捨てて闘うしかなかった、ということだろうと考える。その意味で東住吉事件の再審無罪判決は、弁護団の「少年探偵団」顔負けの行動力が定石を突き破ったところに生まれたものだと言えるのではないか。

乗井弥生弁護士は「また冤罪の弁護を頼まれたら受けますか」との質問に、躊躇なく「自分から取りには行きません」と答えた。お疲れでした、と申し上げる以外に言葉が浮かばなかった。

了

注

- 1)「燃焼再現実験」は裁判中に何回か実施されている。また、この小山町では「自然発火実験」が2006年に実施されているため、2011年の新たな実験を「小山町新実験」と名付けている。
- 2) 浜田寿美男氏は奈良女子大学名誉教授。虚偽自白についての著作が多く、主な著書に『証言台の子どもたち「甲山事件」園児供述の構造』(1986)、『自白の研究一取り調べる者と取り調べられる者の心的構図』(1992)、『自白の心理学』(2001) などがある。
- 3) 日本の新たな刑事訴訟法は、戦後1948年7月に改正され、1949年1月1日より施行。
- 4) 免田事件の発生は1948年12月30日。免田栄さんが逮捕されたのは1949年1月13日、新刑事訴訟法施行の直後だった。熊本県人吉市で、深夜、祈祷師夫婦宅に強盗が押し入り、夫婦を殺害、娘2人にも重傷を負わせて逃げた事件。免田さんにはアリバイがあったが、警察はそれを隠ぺい、改ざんしたうえで、正に拷問と脅迫によって自白を取った。1983年7月、事件発生から34年半を経て、再審無罪となった。

5) 袴田事件の発生は1966年6月。清水市(現在静岡市)で一家4人が殺害され、放 火された事件。逮捕された袴田巌さんは裁判で死刑を宣告されたが、81年に再審請 求、2014年に捜査機関による証拠の捏造が認められて再審開始決定が出た。検察が 即時抗告して、現在も東京高裁で審理が続いている。

〈参考文献〉

秋山賢三(2002)『裁判官はなぜ誤るのか』岩波書店

天笠啓祐ほか(2006) 『DNA鑑定 科学の名による冤罪』(増補改訂版) 緑風出版

指宿 信(2012) 『証拠開示と公正な裁判』現代人文社

小田中聡樹ほか(2001)『えん罪入門』日本評論社

小林 篤(2001) 『幼稚園バス運転手は幼女を殺したのか』 草思社

里見 繁 (2012) 「再審開始・東住吉冤罪事件の真実」『冤罪ファイル』 16号 宙出版

瀬木比呂志(2014)『絶望の裁判所』講談社

浜田寿美男(1992)『自白の研究』三一書房

松代剛枝(2004)『刑事証拠開示の分析』日本評論社